

こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けた支援を必要としているなど、様々な課題に直面している方がいる。

こうした課題を社会全体で受けとめ、就職氷河期世代の活躍支援に向けた取組を進めるため、「経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日）」では「就職氷河期世代支援プログラム」（以下「支援プログラム」という。）が、また「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」では「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（令和元年 5 月 29 日）」が取りまとめられた。高知県内においても、就職氷河期世代への支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成する「こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「県プラットフォーム」という。）を設置し、3 年間の集中的な支援を行うこととする。

さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日）」において、令和 4 年度までの集中取組期間に加え、令和 5 年度からの 2 年間で「第二ステージ」と位置づけ、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる方針が示されたこと、「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和 4 年 12 月 27 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）における基本的な考え方を踏まえ、令和 5 年度からの「第二ステージ」においても、引き続き「県プラットフォーム」を設置し、取組を推進していくこととする。

2 取組事項

県プラットフォームにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の 3 類型の者に係る実態や支援ニーズの把握に努めることとし、切れ目のない支援につなげていく。

- ①不安定な就労状態にある者
- ②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者
- ③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

(2) K P I（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ①高知県内の就職氷河期世代の活躍に向けた各種支援策の業績評価指標となる K P I については、検討の上適切なものを設定する。
- ②K P I を達成するため、展開する各種支援策を盛り込んだ事業実施計画を策定する。

- ③事業実施計画に基づく各種支援策の進捗管理を行う。
- (3) 気運醸成及び各種支援策の周知
- ①不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくよう環境の整備を図る。
- ②就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。
- (4) 市町村プラットフォームとの連携
- 県プラットフォームは、福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォーム（以下「市町村プラットフォーム」という。）との連絡調整を図るとともに、以下の事項に係る市町村プラットフォームとの情報共有と広域的課題の対応を行う。
- ・県レベルの経済団体への対応（受け入れ事業所の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
 - ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
 - ・市町村プラットフォームの好事例の周知等

3 構成員

- (1) 県プラットフォームの構成員については、別表のとおりとする。
- (2) 県プラットフォームの会長は、高知労働局職業安定部長とする。

4 各構成員の役割

(1) 行政側

- ①高知労働局 職業安定部（職業安定課）
- ・県プラットフォームとりまとめ（主担当）
 - ・事業実施計画の策定のとりまとめ（主担当）
 - ・実施事業の進捗管理（主担当）
 - ・各機関・団体が取り組む各種支援策の一体的な周知・広報
- ②高知県
- 商工労働部（雇用労働政策課）
 - ・県プラットフォームとりまとめ（副担当）
 - ・事業実施計画の策定のとりまとめ（副担当）
 - ・実施事業の進捗管理（副担当）
 - ・各種支援策の周知、広報
 - 子ども・福祉政策部（地域福祉政策課、人権・男女共同参画課）
 - ・県プラットフォームとりまとめ（副担当）
 - ・市町村プラットフォームとの連絡調整（主担当）
 - ・市町村プラットフォームの好事例の把握と展開
 - ・各種支援策の周知・広報
 - 教育委員会（生涯学習課）
 - ・市町村プラットフォームとの情報共有

- ・各種支援策の周知・広報
 - ③市町村等（高知市、高知県市長会、高知県町村会）
 - ・県プラットフォーム事務局への政策提案
 - ・各種支援策の周知、広報
 - ④支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部、高知県社会福祉協議会、南国市社会福祉協議会）
 - ・専門窓口、専門チームによる就職支援
 - ・企業説明会・面接会の開催
 - ・企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
 - ・職業訓練の充実
 - ・好事例の把握と展開
 - ・県プラットフォーム事務局への政策提案
 - ・各種支援策の周知、広報
 - (2) 他の行政機関、経済団体、労働団体等
 - ・就職氷河期世代を対象とした求人募集・処遇改善等の企業への働きかけ
 - ・イベント等で就職氷河期世代の積極採用
 - ・企業内の正規雇用化促進
 - ・県プラットフォーム事務局への政策提案
 - ・各種支援策の周知、広報
- 5 県プラットフォームの会議運営
- (1) 県プラットフォームは、会長が招集し、これを主宰する。
 - (2) 県プラットフォームは、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。
 - (3) 会長は、必要と認めるときは、市町村プラットフォームの構成団体、その他関係団体等に対し、ヒアリングの実施や、県プラットフォームへの参画を求めることができる。
 - (4) 会長が都合により招集できない場合又は協議会に出席できない場合には、会長があらかじめ指名した構成員がこれを代理する。
 - (5) 会長は、必要があると認めるときは、県プラットフォームの招集を行わず、書面その他の方法によって構成員の承認を得ることにより、県プラットフォームの決議に代えることができる。
- 6 事務局
- 県プラットフォームの事務局は、高知労働局職業安定部職業安定課に置く。
- 7 会議の公開
- 会議は原則公開とする。ただし、会議の内容により公開に支障があると、会議の構成員の総意により判断した場合はこの限りではない。

8 秘密の保持

県プラットフォームの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

本設置要領は、令和2年6月30日から施行する。

本設置要領は、令和3年4月1日から施行する。

本設置要領は、令和4年4月1日から施行する。

本設置要領は、令和5年6月5日から施行する。

別表

こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員

区 分	構 成 員 (機関・団体名)
経済団体	高知県商工会議所連合会
	高知県商工会連合会
	高知県中小企業団体中央会
	高知県経営者協会
	一般社団法人 高知県工業会
業界団体	高知県社会福祉法人経営者協議会
労働団体	日本労働組合総連合会 高知県連合会
支援機関	高知公共職業安定所
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部
	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
	社会福祉法人 南国市社会福祉協議会
市町村等	高知市商工観光部
	高知県市長会
	高知県町村会
行政機関	四国経済産業局地域経済部
	高知労働局職業安定部
	高知県商工労働部
	高知県子ども・福祉政策部
	高知県教育委員会